

令和 5 年度

第 2 回木更津市下水道事業審議会資料

<目 次>

・ 受益者負担金制度の概要について	1
・ 負担区の設定及び単位負担金額の算定について	3
(参考資料)	
(1) 千葉県内他都市の状況	7
(2) 都市計画法	8
(3) 下水道受益者負担金に関する条例	9
(4) 受益者負担金制度に関する提言	14
(5) 負担区域図	15
(6) 負担区詳細図(第 6 負担区)	16

木更津市都市整備部下水道推進室

受益者負担金制度の概要について

1. 受益者負担金制度の基本的な考え方

公共事業は、通常その受益が広く一般の住民に及ぶため、その財源は主に税金で賄われています。一方、事業によっては、特定の者に対してのみ著しい利益が生じる場合があります。

このようなとき、利益を受ける者に対し事業費の一部の負担を求め、負担の公平を図ろうというのが受益者負担金制度の基本的な考え方です。

2. 下水道事業における受益者負担金制度

下水道事業において受益者負担金制度が採用されるのは、主に以下の理由によるからです。

＜下水道事業に受益者負担金制度が採用される理由＞

- ①下水道の整備によって利益を受ける者の範囲が明確であること。
- ②下水道の整備によって特定の地域環境が改善され、未整備地区と比較して利便性/快適性が著しく向上し、結果的に当該地域の土地の資産価値を増加させること。
- ③早期に受益する者に相応の負担を求めることは、負担の公平という観点から適当であること。

3. 受益者負担金制度の根拠法令

受益者負担金制度は都市計画法第 75 条を根拠とし、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法について条例で定めることになっています。

＜都市計画法抜粋（昭和 43 年法律第 100 号）＞

（受益者負担金）

第 75 条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

4. 下水道受益者負担金制度の運用

受益者負担金制度の運用にあたっては、下水道財政研究委員会の提言が基本指針となっており、各都市におけるその運用は次のとおりです。

※下水道財政研究委員会(総務省所管)は、下水道財政のあり方について昭和 36 年から昭和 60 年に 5 次にわたる提言を行っています。

(1)受益者

下水道が整備されることによって受益を受ける者を指します。具体的には、公共下水道の排水区域内の土地の所有者です。ただし地上権、質権、賃借権による権利の目的となっている土地については、これらの権利者としています。

(2)負担区

負担金を負担していただく排水区域をさします。地形等の土地の状況や下水道事業の進捗状況等を勘案して排水区域を複数の負担区に分割し、負担区毎に負担金を課している都市が多い状況です。

(3)負担金額の算定

第 1 次及び第 2 次下水道財政研究委員会では、受益者負担金の賦課額は下水道事業費の 3 分の 1 ないし 5 分の 1 程度とすることが提言されました。第 3 次提言では、受益者負担金の額は条例で具体的に定めることが望ましいとされ、その額の決定にあたっては末端管きょ整備との関連に配慮することが必要とされています。さらに、第 4 次提言では、負担金の総額の決定にあたっては建設費の末端管きょ整備費相当額を目途とすることなどが適当であるとされ、近年では、末端管きょ整備費相当額の 3 分の 1 から 5 分の 1 程度の負担率を採用している都市が多い状況です。

(4)徴収時期

下水道供用開始年度に賦課を行い、3～5 年の分割方式を採用している団体が多い状況です。

5. 本市の下水道事業受益者負担金制度の概要

(1)条例名

木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

(2)制度制定日

昭和 59 年 3 月 30 日に議会の決議を得、昭和 59 年 4 月 1 日から施行

(3)本市条例の概要

ア 負担区制を採用した。現在、第 1 から第 5 負担区を設定している。

イ 負担区ごとに単位負担金額を条例に明示している。(500 円から 700 円)

ウ 負担金の徴収方法は、3 年分割とし、年 4 回で合計 12 回の納付としている。

エ 一括納付報奨金制度を採用している。

負担区の設定及び単位負担金額の算定について

1. 受益者負担金の予定地区(負担区)

事業計画区域 2,514.0ha のうち、1,160.8ha の区域について 5 つの負担区が設定されています。今回、下水道事業の進捗に合わせて、真舟地区 80.0ha を新たに負担区として設定するものです。

- ・ 負担区の面積 真舟地区 80ha
- ・ 負担区の名称 (仮称)第 6 負担区
- ・ 負担区内の区域 真舟一丁目、真舟二丁目並びに請西字千束地内の一部
真舟三丁目、真舟四丁目並びに真舟五丁目の全部

表 1 下水道事業計画区域と受益者負担金の負担区

事業計画区域 (ha)	受益者負担金の負担区 (ha)		
	既定負担区	今回設定	合計
2,514.0	1,160.8 (第 1～5 負担区)	80.0 (第 6 負担区)	1,240.8

2. 受益者負担金(単位負担金額)の算定方法

(1) 受益者負担金の総額

本市では、第 4 次下水道財政研究委員会の提言に基づき、受益者負担金の総額は「汚水末端管きょ整備費」としてきました。真舟地区(第 6 負担区)につきましても、受益者負担金の総額は既定負担区と同様に「汚水末端管きょ整備費」とします。

＜第 4 次下水道財政研究委員会(昭和 54 年 7 月)の提言＞

負担金の総額の決定に当たっては、受益の範囲内で事業費の一部を負担するという原則に立脚しつつ、適正な受益者負担金制度を採用している各都市の負担の水準をも勘案して、例えば建設費の末端管渠整備費相当額を目途とすることなどが適当である。

(2) 算定方式

受益者負担金の算定方式には、土地の資産価値の増加に着目して、土地の面積に単位負担金額を乗じた額を賦課する「地積割方式」や、住戸や世帯を単位として均一に賦課する「単一定額方式」等があります。真舟地区(第 6 負担区)につきましても、既定負担区と同様に「地積割方式」により単位負担金額を設定します。

表 2 受益者負担金算定方式の特徴（参考）

受益者負担金の算定方式には、「地積割方式」や「単一定額方式」等があります。これらの特徴を下表にまとめます。

	地積割方式	単一定額方式
方式の説明	下水道の整備による土地の資産価値の増加に着目して、土地の面積に単位負担金額を乗じた額を賦課する方式。（ 本市で採用 ）	住戸や世帯を単位として均一に賦課する方式。
特徴 （懸案事項）	宅地面積が大きい場合、負担額が高額になり不公平感を招くおそれがある。（特に農村部）	負担額が一律になるため、小宅地では割高感が生じる。

(3) 負担率

本市では、汚水末端管きょ整備費を受益者負担金の総額としたうえで、近隣都市の負担水準等を勘案して負担率として「1/4」を採用してきました。

真舟地区(第6負担区)につきましても、既定負担区との公平を図る観点から負担率は「1/4」とします。

(4) 単位負担金額の算定方法

(1)～(3)を踏まえ、単位負担金額の算定用法は、以下の通りとします。

$$\text{単位負担金額} = \frac{\text{受益者負担金の総額（注1）}}{\text{受益者負担金算定面積（注2）}} \times \text{負担率 } 1/4$$

（注1）受益者負担金の総額＝汚水末端管きょ整備費

（注2）受益者負担金算定面積＝区域面積－道路・公園等の減免面積

3. 受益者負担金(単位負担金額)の算定

上記の算出方法による単位負担金額は 746.1 円/m² となりますが、既存の負担区金額を考慮した場合の単位負担金額は 700 円/m²と想定されます。

$$\begin{aligned}\text{単位負担金額} &= \frac{\text{受益者負担金の総額}}{\text{受益者負担金算定面積}} \times \frac{1}{4} \\ &= \frac{1,740,254 \text{ 千円}}{58.31\text{ha}※} \times \frac{1}{4} \\ &= 746.1 \text{ 円/m}^2 \\ &※1\text{ha} = 10,000\text{m}^2\end{aligned}$$

表 3 既定負担区の単位負担金額(参考)

負担区	算出式 (1ha=10,000m ²)	設定年度
第1負担区	2,618,519 千円 ÷ 131.00ha × 1/4 = 499.7 ≒ 500 円/m ²	昭和 58 年度
第2負担区	4,193,421 千円 ÷ 209.00ha × 1/4 = 501.6 ≒ 500 円/m ²	昭和 62 年度
第3負担区	6,300,513 千円 ÷ 262.42ha × 1/4 = 600.2 ≒ 600 円/m ²	平成 4 年度
第4負担区	8,944,260 千円 ÷ 319.20ha × 1/4 = 700.5 ≒ 700 円/m ²	平成 7 年度
第5負担区	2,120,294 千円 ÷ 72.72ha × 1/4 = 728.9 ≒ 700 円/m ²	平成 20 年度

4. 受益者負担金(単位負担金額)設定根拠

$$\begin{aligned}\text{受益者負担金対象事業費} &= \text{単独事業費} + \text{サービス管(国補助を除く市負担分)} \\ &= 1,726,614 + 27,280 \text{ の } 50\% \\ &= \underline{1,740,254 \text{ 千円}}\end{aligned}$$

表 4 第6負担区(真舟地区)の管路延長、事業費

	管路延長(m)				事業費(千円)			
	本管 (開削)	本管 (推進)	サービス 管	計	本管 (開削)	本管 (推進)	サービス管	計
補助対象	10,601	176	176	10,953	1,646,317	76,310	27,280	1,749,907
単独	11,139	0	0	11,139	1,726,614	0	0	1,726,614
計	21,740	176	176	22,092	3,372,931	76,310	27,280	3,476,521

※サービス管とは

下水道本管の埋設位置が深い場合は、掘削(開削)により管路を布設できないため、推進工法と呼ばれる非開削工法が採用されます。推進工法区間は本管の埋設位置が深いため、宅内排水管を接続することが困難です。このような場合には、浅い位置に管路を別途布設する必要があり、これをサービス管と呼びます。

(参 考 資 料)

(参考資料 1) 千葉県内他都市の状況

千葉県内の公共下水道事業における受益者負担金の設定状況は以下の通りです。

表 5 千葉県内の公共下水道事業における受益者負担金設定状況

	団体名	負担金 徴収開始年度	単位負担金額 (単価) (円/㎡)	分割 徴収年限 (年)	負担金対象事業費	負担率	単位負担金額 算定方法
1	千葉市	昭和 40	200～230	3	末端管渠整備費相当	－	地積割
2	銚子市	昭和 59	500	5	末端管渠整備費 × 負担率	1/4	地積割
3	市川市	昭和 41	250	3	末端管渠整備費相当	－	地積割
4	船橋市	昭和 43	300～380	3	末端管渠整備費 × 負担率	1/4	地積割
5	館山市	平成 10	600	5	末端管渠整備費 × 負担率	1/3	地積割
6	木更津市	昭和 59	500～700	3	末端管渠整備費 × 負担率	1/4	地積割
7	松戸市	昭和 45	700	3	末端管渠整備費相当	－	地積割
8	野田市	昭和 62	600～950	5	その他	－	地積割
9	茂原市	昭和 42	143～2,000	5	末端管渠整備費相当	－	地積割
10	成田市	昭和 49	182～255	3	末端管渠整備費 × 負担率	1/5	地積割
11	佐倉市	昭和 48	433～565	5	その他	－	地積割
12	東金市	昭和 57	550	5	その他	－	地積割
13	旭市	平成 12	800	5	その他	－	地積割
14	習志野市	昭和 43	510	5	末端管渠整備費 × 負担率	1/4	地積割
15	柏市	昭和 44	110～1,050	5	末端管渠整備費 × 負担率	1/4	地積割
16	市原市	昭和 57	480	5	末端管渠整備費 × 負担率	1/5	地積割
17	流山市	昭和 61	620～1,000	5	末端管渠整備費 × 負担率	1/4	地積割
18	八千代市	昭和 48	179～308	3	末端管渠整備費 × 負担率	1/3	地積割
19	我孫子市	昭和 57	400	3	末端管渠整備費 × 負担率	1/3	地積割
20	鎌ヶ谷市	昭和 57	350～700	5	末端管渠整備費 × 負担率	1/3	地積割
21	浦安市	昭和 59	300	5	末端管渠整備費 × 負担率	1/5	地積割
22	四街道市	昭和 55	413	5	総事業費 × 負担率	1/4	地積割
23	袖ヶ浦市	昭和 59	260～690	5	末端管渠整備費 × 負担率	1/5	地積割
24	八街市	平成 1	440～610	5	末端管渠整備費 × 負担率	不明	地積割
25	印西市	昭和 54	114～554	3	総事業費 × 負担率	1/4	地積割
26	白井市	昭和 56	50～900	5	末端管渠整備費 × 負担率	1/4	地積割
27	富里市	平成 1	30～600	3	末端管渠整備費 × 負担率	1/3	地積割
28	香取市	昭和 62	400	1	末端管渠整備費 × 負担率	1/5	地積割
29	大網白里市	平成 3	550	5	末端管渠整備費 × 負担率	6.7%	地積割
30	酒々井町	昭和 50	265～351	5	総事業費 × 負担率	1/4	地積割
31	栄町	昭和 53	450～470	5	末端管渠整備費相当	－	地積割
32	芝山町	平成 26	－	3	総事業費 × 負担率	7.0%	1戸当たり25万円
33	長生村	平成 8	－	5	末端管渠整備費 × 負担率	100%	水道メーター口径別
34	君津富津広域	平成 1	465～705	5	末端管渠整備費 × 負担率	1/4	地積割

※青字は近隣都市を示す。

表 6 近隣都市の受益者負担金設定状況

	市原市	袖ヶ浦市	君津富津広域下水道組合
負担金対象事業費	末端管きょ整備費相当額 (控除額は不明)	末端管きょ整備費相当額 (補助金等を除いた市負担額)	同左
負担率	1/5	同左	1/4
分割徴収年限	5 年	同左	同左
単位負担金額の 算定方法	地積割	同左	同左
負担区及び 単位負担金額 ※()内は設定年度	(S57) 480 円/㎡	第 1 負担区(S59) 450 円/㎡ 第 2 負担区(S61) 450 円/㎡ 第 3 負担区(S63) 450 円/㎡ 第 4 負担区(H11) 450 円/㎡ 第 5 負担区(H16) 690 円/㎡ 第 6 負担区(H30) 260 円/㎡ ※第 6 負担区は工業団地	第 1 負担区(H1) 465 円/㎡ 第 2 負担区(H11) 640 円/㎡ 第 3 負担区(H18) 660 円/㎡ 第 4 負担区(H28) 705 円/㎡

(参考資料 2) 都市計画法

○都市計画法(抄) (昭和 43 年法律第 100 号)

(受益者負担金)

第 75 条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

3 前二項の規定による受益者負担金（以下この条において「負担金」という。）を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村（以下この条において「国等」という。）は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

4 前項の場合においては、国等は、政令（都道府県又は市町村にあつては、条例）で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。

5 第三項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

6 延滞金は、負担金に先だつものとする。

7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効により消滅する。

(参考資料 3) 下水道受益者負担金に関する条例

○木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

制定：昭和 59 年 3 月 30 日条例第 15 号

最終改正：令和 2 年 6 月 17 日条例第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画事業として施行する下水道事業のうち、公共下水道に係る事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 75 条の規定に基づき、受益者負担金（以下「負担金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(受益者)

第 2 条 この条例において「受益者」とは、次条の規定により公告される区域（以下「負担区域」という。）内に存する土地所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のため設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となつて土地にあつては、それぞれ地上権者、質権者又は使用借主若しくは賃借人をいう。

2 市長は、負担区域内における土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

(負担区域の決定等)

第 3 条 市長は、都市計画法第 62 条第 1 項の規定により告示された事業の事業地のうち、負担金を徴収しようとする区域を定めこれを告示しなければならない。負担区域を変更しようとするときも同様とする。

(賦課対象区域の決定等)

第 4 条 市長は、毎年度の当初に当該年度内に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

(負担金の額)

第 5 条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が前条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内のものの面積に別表に定める額を乗じて得た額とする。

(負担金の賦課及び徴収)

第 6 条 市長は、第 4 条の公告の日現在における当該公告のあつた賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、前条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 前項の負担金の賦課は、第 4 条の公告の日の翌日から起算して 3 年を経過した日以降においては、することができない。

3 市長は、第 1 項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及び納期限等を受益者に通知しなければならない。

4 負担金は、3年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

(負担金の一括納付)

第7条 市長は、受益者が当該年度の負担金の年額を、当該年度の最初に到来する納期限までに一括納付したときは、それぞれ納付すべきであつた負担金の額の100分の1（1つの納期に納付する負担金の額が5万円を超えるときは、当該超える部分の額を除く。）にそれぞれ納期前の月数を乗じて得た額の合計額を、当該受益者に一括納付報奨金として交付する。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、又はその全額が100円未満である場合においてはこれを交付しない。

2 前項の規定は、3年度一括納付又は2年度一括納付の場合に準用する。

(負担金の徴収猶予)

第8条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第14号の規定により都市計画決定された生産緑地地区内に存する農地等については、負担金の徴収を猶予することができる。ただし、生産緑地法第8条の規定により形質の変更があつた場合は、その事実のあつた日の翌年度から負担金を分割又は一時に徴収するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

(1) 受益者が災害、盗難、その他の事故が生じたことにより当該負担金を納付することが困難であると認められるとき。

(2) 受益者が現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により猶予することがやむを得ないと認められるとき。

(負担金の減免)

第9条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者

(2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者

(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者

(5) 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める受益者

(受益者に変更があつた場合の取扱い)

第10条 第4条の公告の日後、受益者に変更があつた場合において、当該変更に係る当事者の双方がその旨市長に届け出たときは、新たに受益者となつた者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期にいたっているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(延滞金)

第11条 市長は、受益者が納期限までに負担金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する

日までの期間については年 7.25 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収するものとする。ただし、災害その他特別の理由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

(過誤納金の取扱い)

第 12 条 市長は、負担金の過誤納に係る徴収金がある場合においては、当該負担金の未納に係る徴収金に充当することができる。

2 市長は、過誤納金を受益者に還付し、又は徴収金に充当する場合は、その過誤納金が納付された日の翌日から還付のため支出を決定した日又は充当した日（同日前に充当するに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、その金額に年 7.25 パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付又は充当すべき金額に加算するものとする。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第 11 条に規定する延滞金の年 14.5 パーセントの割合及び年 7.25 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.5 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.25 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.25 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.25 パーセントの割合を超える場合には、年 7.25 パーセントの割合）とする。

(過誤納金の取扱いの特例)

3 当分の間、各年の還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に年 0.5 パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、第 12 条第 2 項に規定する過誤納金の計算の基礎となる期間であつてその年に含まれる期間に対応する過誤納金についての同項の規定の適用については、同項中「年 7.25 パーセントの割合」とあるのは、「附則第 3 項に規定する還付加算金特例基準割合」とする。

附 則（平成 3 年 9 月 26 日条例第 23 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 12 月 23 日条例第 26 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 22 日条例第 20 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 28 日条例第 30 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条中木更津市後期高齢者医療に関する条例第 4 条第 1 項の改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

- 2 次に掲げる規定は、それぞれの延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、それぞれなお従前の例による。

（1） 第 1 条の規定による改正後の木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第 2 項の規定

（2） 第 2 条の規定による改正後の木更津市介護保険条例附則第 7 条の規定

（3） 第 3 条の規定による改正後の木更津市公共下水道の事業認可区域外から公共下水道への流入に関する条例附則第 4 項の規定

（4） 第 4 条の規定による改正後の木更津市後期高齢者医療に関する条例附則第 2 条の規定

（過誤納金に関する経過措置）

- 3 第 1 条の規定による改正後の木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第 3 項の規定は、過誤納金のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 6 月 17 日条例第 29 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

- 2 次に掲げる規定は、それぞれの延滞金のうち令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、それぞれなお従前の例による。

（1） 第 1 条の規定による改正後の木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第 2 項の規定

（2） （略）

（過誤納金に関する経過措置）

- 3 第 1 条の規定による改正後の木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第 3 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する過誤納金について適用し、同日前の期間に対応する過誤納金については、なお従前の例による。

別表(第5条)

負担区の 名称	区域	単位負担金額 (1㎡当たり)
第1負担区	中里1丁目、吾妻1丁目及び2丁目、新宿、中央1丁目、 2丁目及び3丁目、富士見1丁目、2丁目及び3丁目並び に新田1丁目、2丁目及び3丁目	500 円
第2負担区	大和1丁目、2丁目及び3丁目、東中央1丁目、2丁目及 び3丁目、木更津1丁目、2丁目及び3丁目、朝日1丁 目、2丁目及び3丁目並びに長須賀の一部 潮見1丁目、2丁目及び3丁目並びに貝渕1丁目、2丁 目、3丁目及び4丁目	500 円
第3負担区	太田2丁目の一部、3丁目及び4丁目、清見台南1丁目の 一部、2丁目、3丁目、4丁目の一部及び5丁目の一部、 東太田1丁目、2丁目、3丁目の一部及び4丁目の一部並 びに清見台2丁目の一部及び3丁目の一部 文京1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁 目、請西1丁目の一部、2丁目、3丁目及び4丁目並びに 幸町1丁目の一部、2丁目の一部及び3丁目の一部 畑沢1丁目、2丁目の一部、3丁目の一部及び4丁目の一 部、潮見5丁目、6丁目、7丁目、8丁目及び9丁目、桜 井の一部、小浜の一部並びに畑沢の一部 潮見4丁目並びに桜井新町2丁目の一部、3丁目の一部及 び4丁目の一部	600 円
第4負担区	清見台1丁目、2丁目の一部及び3丁目の一部、清見台東 1丁目、2丁目及び3丁目、清見台南1丁目の一部、4丁 目の一部及び5丁目の一部、太田1丁目及び2丁目の一 部、東太田3丁目の一部及び4丁目の一部、祇園1丁目、 2丁目、3丁目、4丁目及び祇園の一部、永井作1丁目、 2丁目及び永井作の一部、清川1丁目及び2丁目、長須賀 の一部並びに菅生の一部 桜井新町4丁目の一部及び5丁目、桜井の一部 請西の一部	700 円
第5負担区	中島の一部 江川の一部、中里の一部及び中里2丁目 桜町1丁目及び2丁目	700 円

(参考資料 4) 受益者負担金制度に関する提言

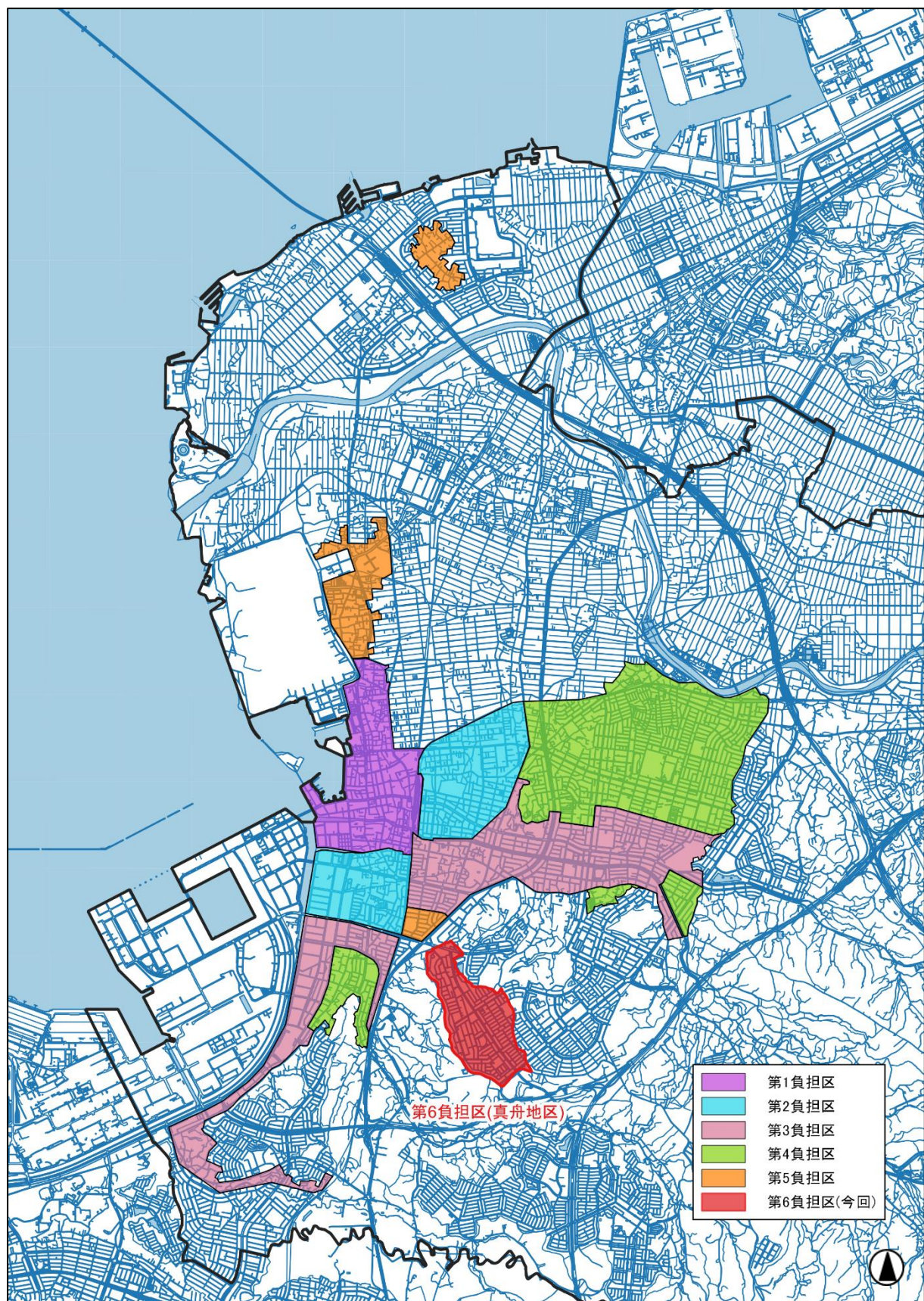
下水道事業における受益者負担金は、昭和 36 年の第 1 次下水道財政研究委員会(総務省自治財政局地域企業経営企画室所管)により、受益者負担金制度の採用が提言されて以来、多くの都市で下水道事業の貴重な特定財源として事業の推進に重要な役割を果たしてきました。

下水道財政研究委員会は、その時代の下水道整備状況を踏まえて、下水道財政のあり方について 5 次につながる提言を行っており、受益者負担金の積極的な活用と制度運用上の基本的な考え方を示しています。

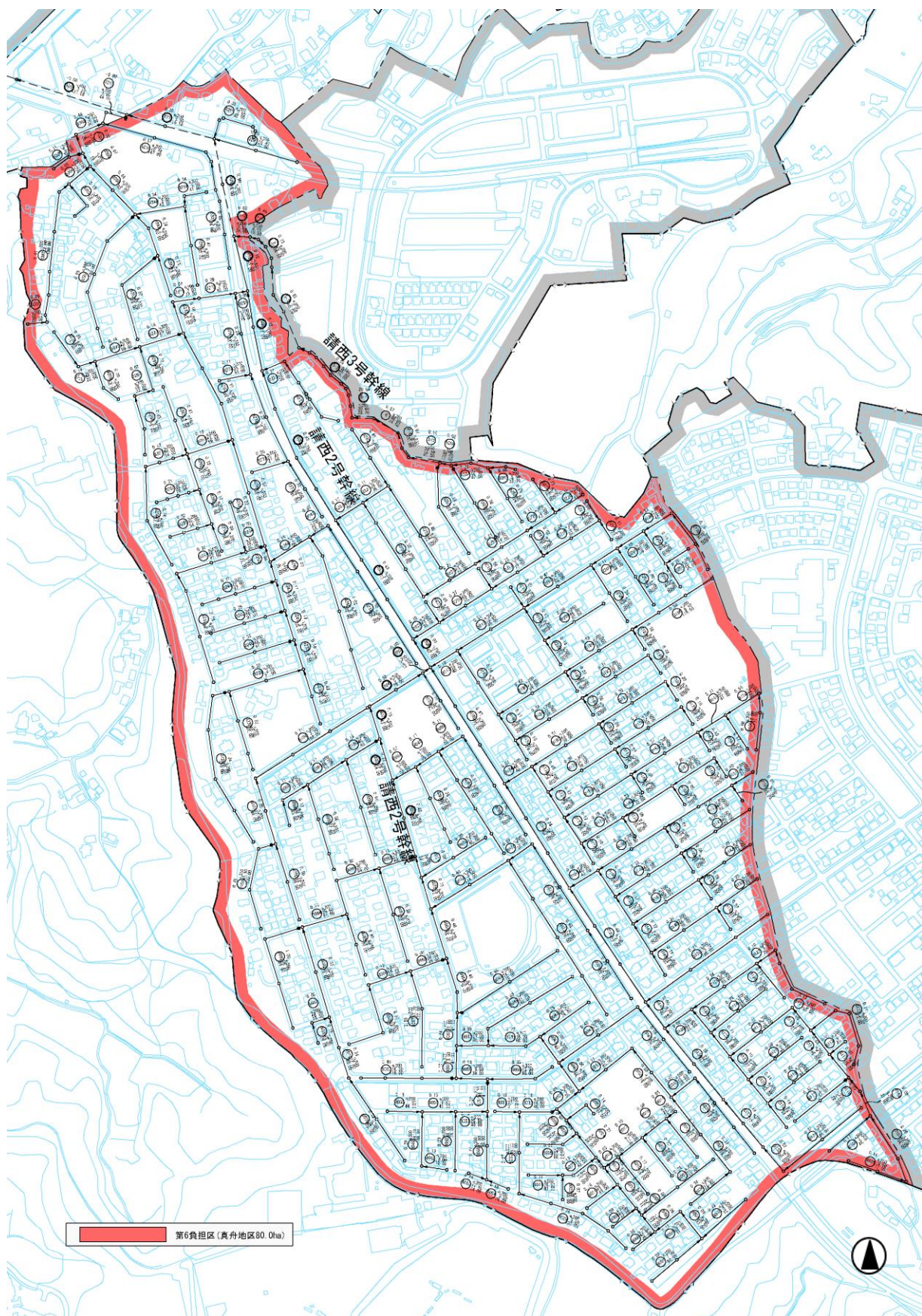
表 7 受益者負担金制度に関する提言

提言年月	提言機関	提言内容
昭和 36 年 3 月	第 1 次下水道財政研究委員会	・公共下水道が敷設されると排水区域内の土地の利用価値の向上、地価の値上がりの現象が発生する。この財産価値の増加は、一般国民、市民の負担による公費の投下によってもたらされたものであるから、その増加の全部又は一部は公費に還元されることが負担の公平から見て適当である。受益の限度内において、土地の所有者等の受益者に建設費の一部を負担させるべきである。 ・賦課額は事業費の 3 分の 1 ないし 5 分の 1 程度とする。 ・賦課の対象となる地域は実施計画ができあがり、数年内に確実に公共下水道が設置されることが明らかなものに限るべきである。 ・国有、公有財産についても道路、公園等を除き賦課すべきである。
昭和 41 年 7 月	第 2 次下水道財政研究委員会	(第 1 次委員会と同様)
昭和 48 年 6 月	第 3 次下水道財政研究委員会	・今後、下水道をナショナルミニマムとして位置付ける場合にも、(イ)公共下水道の整備は整備区域内の土地の資産価値の増加をもたらすが、これはその一部を社会に還元することが適当であり、公共下水道は技術的にも負担金徴収になじむこと、(ロ)土地の資産価値の増加の吸収は、現状では土地に関し権利を有する者とそれ以外の者との間の負担の公平の実現に寄与すること、(ハ)公共下水道の整備の時期に地域差がある場合に、早期に便益を受ける者から相応の負担を求めることは負担の公平から適当であることなどの理由により、適当な額の受益者負担金の徴収は妥当である。 ・受益者負担金の額は、今後は条例で具体的に定めることが望ましい。なお、受益者負担金の額の決定に当たっては、公共下水道が整備され、その受益が現実化する末端管渠の整備との関連を配慮することが必要である。
昭和 54 年 7 月	第 4 次下水道財政研究委員会	・受益者負担金制度については、第 1 次財政研究委員会においてその採用が提言されて以来多くの都市で下水道の貴重な特定財源として下水道整備の推進に重要な役割を果たしているが、下水道整備の現状と下水道整備による環境の改善、利便性、快適性の向上、土地の利用価値の増進に照らし、建設に伴う受益者負担金の徴収は積極的に行うべきである。 ・受益者負担金制度の運用に当たっては公共下水道が整備され、その受益が現実化する末端管渠の整備との関係に配慮しつつ、負担金の総額及び単価、負担すべき者、徴収時期、徴収方法を明確にした上で公平妥当な負担を求めるべきである。 ・<u>負担金の総額の決定に当たっては、受益の範囲内で事業費の一部を負担するという原則に立脚しつつ、適正な受益者負担金制度を採用している各都市の負担の水準をも勘案して、例えば建設費の末端管渠整備費相当額を目途とすることなどが適当である。</u>
昭和 60 年 7 月	第 5 次下水道財政研究委員会	(下記以外は第 4 次委員会と同じ) ・負担金額が妥当な水準を下回っている地方公共団体においては、その適正化に努めるべきである。

(参考資料 5) 負担区域図



(参考資料 6) 負担区詳細図(第 6 負担区)



※上図は負担金算定のための管路図であり、詳細設計等により変更の可能性があります。